

## 議事要旨(5) 財務諸表表示専門委員会における検討状況（廃止事業）について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、財務諸表表示専門委員会において、企業結合の「ステップ2」の論点整理と同じ時期(7月)の公表に向けて、国内の論点整理に関する検討を行っているが、本日は当該論点整理の柱の一つである廃止事業の損益の損益計算書上の区分表示に関連する事項を中心に文案形式で資料を取りまとめたので、これについて意見を伺いたい旨の説明があった。引き続き、高津研究員より、文案について説明された後、次のような質疑応答が行われた。

### (IASBにおける直近の検討状況について)

ある委員より、IASBの4月のボード会議において、取得時に売却保有目的に分類される規準を満たす事業を除き、損益計算書上での廃止事業の区分表示をやめるか否かが検討されたということなので、しっかりと動向を踏まえて対応する必要があるとの意見があった。また別の委員より、廃止事業の損益の区分表示は、経営者の内部情報の開示であり、継続事業の損益情報が将来キャッシュ・フローの予測に有用なのであれば、IASBの動向に拘らず、国内における検討を進めていくべきであるとの意見があった。これに対して事務局からは、IASBは米国FASBの検討状況も踏まえながら検討を進めているので、両者の検討の状況を注視するとともに、論点整理の中にはIASBの最新の動向を出来るだけ織り込む形で対応していきたい旨の回答がなされた。

### (遡及適用について)

過年度において継続事業であったものも、国際的な会計基準の取扱いを踏まえると、修正再表示することになっているが、このような取扱いに意味はあるのかとの意見があった。これに対して事務局からは、遡及再表示の取扱いは廃止事業の損益の区分表示の目的をどのように考えるのか次第であると考えており、企業が継続して行う事業の将来キャッシュ・フローの予測に資する情報の提供という目的を重視すれば、継続事業に関連する損益を過年度から継続的に開示することが望ましいという考え方になるのではないかと回答がなされた。

### (廃止事業と売却目的保有の非流動資産及び廃棄予定の非流動資産との関係)

損益計算書上の廃止事業と、貸借対照表上の売却目的保有の非流動資産及び廃棄予定の非流動資産との関係について、それぞれ範囲・定義や区分表示の有無などの取扱いが異なるため、一緒に議論すると混乱するのではないかという指摘があった。これに対して事務局からは、確かに現行の取扱いでは、廃止事業と売却目的保有の非流動資産は必ずしも対応していないが、米国会計基準の過去の経緯を見ると、もともと両者は対応していたものであり、今後の検討においては、こうした海外での検討の経緯にも留意しつつ、検討していきたい旨の回答がなされた。

以上